

○三次市地域部活動検討委員会設置要綱

令和3年10月25日教育委員会告示第25号

改正

令和4年10月21日教育委員会告示第26号

三次市地域部活動検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市地域部活動検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、三次市立中学校部活動の地域移行について調査・検討し、学校における働き方改革を踏まえた、生徒にとって望ましい部活動の在り方を検討するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。

- (1) 三次市立中学校の休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 地域スポーツ団体代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名したものをもって充て、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた

とき、その職務を代行する。

(報償費等)

第7条 委員の報償費は、三次市報償費支払い基準（以下「支払い基準」という。）に基づき支給する。

2 前項の支払い基準の規定にかかわらず、委員が勤務のためにその者の住所と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等（以下「通勤費用」という。）があるときは、費用弁償として、通勤費用相当分を支給することができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員長は、必要と認めるときは、会議に關係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月25日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (令和4年10月21日教委告示第26号)

この告示は、令和4年10月21日から施行する。